

仕 様 書

1. 件 名

令和3年度 エレベーター監視及び保守点検業務委託

2. 契約種別

POG契約

3. 履行場所

ダイ・ホーム世田谷（世田谷区世田谷4丁目15番3号）

4. 履行期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

5. 機種及び台数

三菱油圧間接式乗用エレベーター 1基（P11-C0-750kg-45m/min 3停止）

6. 業務内容

本契約は、昇降機が安全で最良の運転状態を維持するよう、次の事項を実施すること。

（1）設備監視

かん詰故障・使用不能故障・運転状態の異常通報を24時間監視すること。
かん詰め故障の場合、直接通話時に限りかご内乗客との通話応答を行うこと。

（2）異常受信時の対応

異常が発生したことを受信したときは、出動技術者を派遣して異常を確認するとともに、応急措置を行い、事態の拡大防止にあたること。

（3）定期点検

①定期的に技術者を派遣し、機器・装置の点検を行い、必要に応じて給油・調整・清掃を行うこと。

②機能維持を図るため、消耗部品の交換、機器の修理等を行うこと。本点検に必要な消耗部品は受託者の負担とする。

（4）品質管理

定期的に昇降機の総合的な機能を確認する検査を行うこと。

(5) 故障対応

不時の故障の場合は、技術者を派遣し適切な処置を行うこと。また、そのための専門技術者を24時間待機させること。

(6) 検査の立会い

建築基準法による定期検査の立ち会い並びに検査受検法定諸事項も行うこと。

7. 支 払

検査合格後、請求に基づき支払う。(年12回)

8. そ の 他

- (1) この契約について、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ事業団の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 定期点検・品質検査・故障時点検の都度、報告書を提出し、必要に応じて職員に報告すること。
- (3) 別紙「請負契約に関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法及び関係法令を熟知し、これを遵守すること。
- (5) 実施1か月前までに担当者と日程調整を行うこと。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、その都度協議すること。

仕 様 書

1. 件 名

令和3年度 エレベーター監視及び保守点検業務委託

2. 契約種別

フルメンテナンス契約

3. 履行場所

世田谷区立パルメゾン上北沢（世田谷区内）

4. 履行期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

5. 機種及び台数

富士エレベーター HD11-C060 1基

※ 詳細は「設備内容一覧表」のとおりとする。

6. 業務内容

(1) 本委託は、フルメンテナンス契約とする。

(2) 遠隔監視については、エレベーター遠隔監視装置を有する。

遠隔点検無し。

(3) 毎月1回技術員を派遣し、機器・装置の点検を行い、必要に応じて給油・

清掃並びに簡単な調整を行う。

(4) 点検・給油・清掃並びに簡単な調整の対象箇所

巻上機、制御盤、運転制御機器、戸開閉装置及び昇降路内機器等の昇降機構本体の外観並びに可動部位の異音、発熱、外観とする。

(5) 関係法令等に基づく官公署その他必要な届出手続、検査手数料等に関し

ては、受託者の負担とする部品交換工事を含む本点検に必要な経費は受託者の負担とする。

(6) エレベーター故障時等の対応

①閉じ込めなど異常時には、エレベーターかご内と直接通話し、適切な対応

を敏速に行うこと。

②不時の故障や事故に対し、即時対応すること。

③受託者は 24 時間体制を整え、不時の故障や事故に対し最前の手段で対処すること。

(7) 本委託契約は、東京都財務局建築保全部所管の「維持保全業務標準仕様書」(以下、「標準仕様書」とする) 2.6.2.1~2.6.3.2 表の該当する部分により点検する。ただし、備考欄を除く。

(8) 点検及び保守等の周期が「標準仕様書」各表により難しい場合は、担当者との協議による。

(9) 建築基準法第 12 条第 4 項及び労働安全衛生法(第 41 条)に基づく昇降機の定期点検・性能検査の立ち会いを行う。また、建築基準法第 12 条 3 項に準じて、昇降機定期点検報告書(様式は、国土交通省に準じたもの)を提出すること。

建築基準法による定期検査の立ち会い並びに検査受検法定諸事項も行うこと。

7. 支 払

検査合格後、請求に基づき支払う。(年 12 回)

8. そ の 他

(1) この契約について、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ事業団の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 定期点検・品質検査・故障時点検の都度、報告書を提出し、必要に応じて職員に報告すること。

(3) 別紙「請負契約に関する特記事項」を遵守すること。

(4) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法及び関係法令を熟知し、これを遵守すること。

(5) 実施 1 か月前までに担当者と日程調整を行うこと。

(6) 本仕様書に記載のない事項については、「標準仕様書」表 2.6.2.1~2.6.5 によるもののほか、協議による定める。

「設備内容一覧表」

機器名等	主な仕様	数量 (基)	備考
昇降機	用途：乗用（車椅子使用）定員：750 kg・11名 定格速度：60m/min 停止階地下1～地上4階 付加装置：地震管制、停電時自動着床、火災管制	1	

請負契約に関する特記事項

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲、受託者を乙とし、以下事項を定める。

(秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。
ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。
また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。
また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 乙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 乙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複製し、または複製してはならない。
甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

(事故の報告)

8. 乙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙は次の各号の事項を確約する。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

(契約解除)

11. 甲又は乙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。